平成２３年（フ）第９２号
千葉県勝浦市守谷409番地の１
債務者　新島　妙子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
千葉県いすみ市新田3982番地７
債務者　鈴木千鶴子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
千葉県勝浦市白木399番地
債務者　松原　諭子（旧姓江藤）
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
千葉県茂原市本納3356番地
債務者　米倉　和子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
長野県安曇野市豊科高家5285―11　介護老人保健施設あずみの里、住民票上の住所長野県松本市出川１丁目６番13号
債務者　勝野さか子
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４４５号
岐阜県各務原市蘇原吉野町３丁目81番地、申立時の住所岐阜県各務原市川島河田町709番地４
債務者　徳永　重明
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５４５号
岐阜市東川手１丁目８番地
債務者　下田　麻也（旧姓遠山）
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５０号
岐阜市古市場242番地
債務者　臼井　瑠美
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５３号
岐阜市東改田字再勝270番地５　ゴーバルハウスＣ102号室
債務者　吉田　禮子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５４号
岐阜県羽島郡岐南町徳田６丁目235番地
債務者　正村　秀夫
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５５号
岐阜県羽島郡岐南町徳田６丁目235番地
債務者　正村　秀則
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５６６号
岐阜市領下300番地３
債務者　成田　初美
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
岐阜県安八郡安八町牧1949番地
債務者　川合　明美
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
岐阜県可児市大森2876番地１リバティＭ―103
債務者　濵野　孝宏
１　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１２５８号
京都市右京区梅津中倉町33番地３　エスポワール雅405
債務者　宮﨑喜代司
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７２号
京都市伏見区横大路長畑町42番地８
債務者　木元　千恵
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５７号
京都市中京区烏丸通三条上る場之町596番地ハイツエスメラルダ606
債務者　森川　泰明
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係